

令和8年度 部活動に係る活動方針

生徒会・特活部

1. 方針

自主的な集団活動として、各自の趣味と特技を通じて友情と協力を深め、生徒の自発性を伸ばし、健全な人材の育成に努める。また、活動を通して技能や自主性・社会性を高め、個性の伸長と学校生活の充実を図る。

2. 設置する部活動

本校では次の部活動を設置する。
編集、放送、美術、吹奏楽、英語、茶道、女子ソフトボール、男子バスケットボール、女子バスケットボール、女子バレーボール、サッカー、スキー、卓球、野球、弓道、バドミントン、テニス

3. 部活動の時間

(1) 平日の活動時間

- ・放課後より午後5時までとし、1日の活動時間は長くとも2時間程度とする(移動時間、準備及び後片付けに要する時間は除く)。

(2) 平日の延刻及び早朝活動

- ・延刻を必要とする場合は所定の「延刻願」を提出する。この場合の終了時刻は午後6時30分までとする。
- ・早朝活動を必要とする場合は、所定の「早朝活動願」を提出する。この場合の活動時間は午前7時30分より午前8時30分までとする。

(3) 休業日の活動時間(学期中の週末を含む)

- ・1日3時間程度とする(移動時間、準備及び後片付けに要する時間は除く)。

(4) 休養日

- ・平日は、週に1回以上の休養日を設定するよう努める。
- ・土日は、いずれかの日を原則として休養日に設定する。試合などのために土曜日・日曜日ともに休養日を取れない場合は、事前に学校長の許可を得なければならない。

※ 付則

季節によって屋内競技の活動場所が限られる部があること、あるいはスキー等のシーズンスポーツでは活動期間が限られること、また、目標の大会に向けて、活動時間を増やす時期が必要になることも考慮し、休養日及び活動時間については次の(ア)、(イ)によることも認める。ただし、事前に活動計画等により校長の承認を受けなければならない。

(ア) 休養日については、年間104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とする。

(イ) 大会や練習試合等により、上記(1)、(3)に拠りがたい場合は、その後に休養日設けるなど、生徒の運動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活に支障が生じないよう配慮する。

(5) 考査期

- ・考査時間割発表から考査終了までは原則として活動を禁止する。ただし、特別な理由によって活動を希望する部は、所定の「自主トレ願」を提出し、学校長の許可を得る。この場合でも活動時間は1時間程度とする。

(6) 帰宅時間

- ・部活動終了後は、速やかに帰宅する。

(7) 部合宿・遠征

- ・別に規定を定める。

4. 活動計画

部顧問は次の活動計画等を作成する。(ア)は年度初めに保護者に配付するなどして公表する。

- (ア) 年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)
- (イ) 毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)
- (ウ) 毎月の活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)